

○ 西いぶり広域連合寒冷地手当支給規則

平成 12 年 3 月 28 日
規 則 第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西いぶり広域連合職員の寒冷地手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第 2 条 この規則の施行については、室蘭市職員寒冷地手当支給規則（昭和 56 年室蘭市規則第 3 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。